

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年6月5日

1. 執行機関の別	1.都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	上三川町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障がい者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名 上三川町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第12号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表の項	67	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	92	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の5の項 上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第12号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年条例第12号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、精神又は身体に(障害を有する児童)について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	この条例は、(重度心身障害者)に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の(福祉を増進)することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和48年条例第12号) 上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第2号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 94 条 項 1 号	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第2条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第2条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 94 条 項 1 号 ホ	上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第2条別記様式第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--